

令和2年5月21日

新入生の  
保護者の皆様へ

沖縄県立那覇高等学校長  
(公印省略)

## 令和2年度奨学のための給付金の支給に関する手続きについて

平成26年度の入学者から、生活保護受給世帯及び住民税（道府県民税及び市町村民税）所得割額非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費負担の軽減を図ることを目的に奨学のための給付金が支給されることとなりました。

当該制度は、返還不要の給付金で、卒業後に返還が必要な奨学金や授業料と相殺される就学支援金とは別制度です。

給付を受けるためには申請が必要ですので、別紙支給対象に該当する保護者等は、下記のとおり申請をお願いいたします。

### 記

1. 給付対象者 : 平成26年度以降の入学者
  - ①生活保護（生業扶助）受給世帯
  - ②道府県民税及び市町村民税所得割非課税世帯
2. 提出書類 : 別紙参照
3. 提出期限 : 令和2年6月2日（火）
4. 提出先 : 那覇高校事務室 平日9:00～16:30
5. 留意事項
  - (1) 正当な理由がなく提出期限までに申請しないときは、給付金を受けられなくなります。
  - (2) なお、今回一部前倒し給付を申請された方で、残りの月数（9か月）分の給付を希望される方は、7月1日基準に再度申請が必要となります。

### <沖縄県外に在住の方>

この制度は、保護者等が住所を有する都道府県から給付する制度となっていますので、該当する場合は、お住まいの都道府県教育委員会にお問い合わせください。

<問い合わせ先> 那覇高等学校 事務室  
担当者 赤嶺・儀間 TEL:098-867-1623

## 沖縄県高等学校等奨学のための給付金(新入生用)

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、平成 26 年度から「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」が始まっています。

通常の申請時期は 7 月ですが、希望する新入生の保護者等に対しては、前倒しで一部給付(4~6 月分)を行います。

### <一部給付の支給要件>

4 月 1 日時点において、次の要件をすべて満たしている方が対象となります。

- (1) 保護者等(親権者)の道府県民税及び市町村民税所得額が非課税または生活保護受給世帯
- (2) 保護者等(親権者)が、沖縄県内に在住している
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学している



### ○支給額(返還の必要はありません) ※国公立高校の場合

世帯状況		4~6 月分	7~3 月分	合計額
生活保護受給世帯(生業扶助受給世帯)		8,000 円	24,300 円	32,300 円
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第 1 子	21,000 円	63,000 円	84,000 円
	通信制課程以外の課程に在籍する第 2 子以降 ※ 15 歳以上 23 歳未満の兄弟姉妹がいる場合	21,000 円	108,700 円	129,700 円
	通信制・専攻科課程に在籍	9,000 円	27,500 円	36,500 円

※ 7~3 月分は、7 月の申請により振り込みます(再申請が必要)

※ 一部給付を受けなかった場合は、7 月の申請時に合計額を一括で振り込みます。

### ○提出書類(事務室窓口にて配布)

- ①高校生等奨学給付金受給申請書(様式 1)
- ②令和元年度(平成 31 年度)課税証明書又は生活保護受給証明書(様式 2)
- ③債権者登録申請書(別添様式)
- ④振込口座の通帳の写し
- ⑤その他

### ○問い合わせ先

事務室 担当者 赤嶺・儀間 TEL:098-867-1623